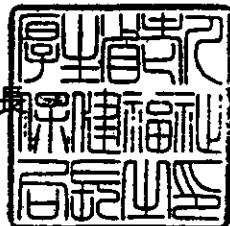


老発第474号  
平成12年5月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長



厚生省老人保健福祉局

### 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の 減免措置の実施について

平成12年4月より介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、これまで老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき提供されてきた訪問介護等については、介護保険制度の下で提供され、原則として介護費の1割分の利用者負担が求められることになる。

介護保険制度においては、高額介護サービス費について自己負担の上限額の設定における低所得者への配慮や法施行の際に特別養護老人ホームに入所している者について法施行前の費用徴収額を上回らないような利用者負担の設定といった措置が盛り込まれているが、これらの措置に加えて、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置について、別添のとおり事業実施要綱を定めたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な運営に配慮されたい。

また、管下市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

## (別添 1)

### 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱

#### 1 目的

法施行前の老人ホームヘルプサービス事業（「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号社会局長通知）別添1の老人ホームヘルプサービス事業をいう。以下同じ。）においては、所得に応じた費用負担が求められていたことから、法施行時に当該老人ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の高齢者について、介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図るものである。

#### 2 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

#### 3 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であって、法施行前のおおむね1年間に老人ホームヘルプサービス事業に基づくホームヘルパーの派遣を受けた実績のあるものとする。
- (2) 市町村において、原則として、上記対象者について、訪問介護利用者負担額減額認定証を発行する。
- (3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。（当面3年間については、通常10%の利用者負担を3%とする。）

#### 4 留意事項

- (1) 別添3の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減措置の適用をまず行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行うものとする。
- (3) 対象者の所得状況の確認については、平成13年度以降、毎年7月に所得確認を行うものとする。なお、いったん課税になった者については、翌年度以降非課税になった場合であっても、本事業の対象とはしないものとする。

(別添 2)

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていることから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図るものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

(1) 本事業の対象者は、生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス及び難病患者等ホームヘルプサービスをいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの（法施行時において高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者であって、65歳到達以前に障害者手帳の交付を受けているものを含む。）。

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

(2) 市町村において、原則として、上記対象者について、訪問介護利用者負担額減額認定証を発行する。

(3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。（平成16年度までの間、通常10%の利用者負担を3%とする。）

4 留意事項

(1) 別添3の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行うものとする。

(3) 対象者の所得状況の確認については、平成13年度以降、毎年7月に所得確認を行うものとする。なお、いったん課税になった者についても、翌年度以降非課税になった場合には、本事業の対象とするものとする。

(別添3)

## 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額減免措置事業実施要綱

### 1 目的

低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

### 2 実施主体

市町村

### 3 実施方法

- (1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (2) 申出を受けた都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長は、当該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出があった旨を連絡する。
- (3) 対象となるサービスは、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスとする。
- (4) 減免の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、特に生計が困難である者とする。「特に生計が困難である者」とは、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めた者とする。
- (5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。  
なお、生活保護受給者については、減免措置が社会福祉法人等の負担を基本としているものであることから、対象としない。
- (6) 減免の程度は、利用者負担の $1/2$ 軽減から免除までとする。申請者の収入の状況等を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。
- (7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（減免対象の介護保険サービスに関するものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の收支状況等を踏まえ、その $1/2$ を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

#### 4 留意事項

- (1) 別添1及び別添2の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の減免措置の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減措置の適用をまず行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行うものとする。
- ただし、利用するサービスが指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスである場合であって、当該サービスを1月を通じて受けているものについては、介護保険制度における高額介護サービス費の適用を行った後、本事業に基づく軽減措置を行うことができるものとする。この場合にあっては、社会福祉法人等は、確認証に基づき減免された後の利用料を利用者から受領するとともに、本来受領すべき利用者負担額を証明するものとし、利用者は、これを高額介護サービス費の請求の際に市町村に提示して支給を受けた額を当該法人に返還するものとするなど、適切な方法により利用者負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 町村部における特別養護老人ホームのように、入所者の多くが複数の市町村に分散している場合には、都道府県（指定都市、中核市）を中心に、関係市町村で相談し、できる限り関係市町村すべてにおいて対応することが望ましい。
- (5) 本事業の実施主体は市町村であるが、都道府県（指定都市、中核市）を通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県（指定都市、中核市）は、関係市町村に対し助成額の配分について意見をいうものとする。

(別添4)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

離島等地域においては、訪問系の介護サービスについて、15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分増額されることになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成12年2月厚生大臣告示第53号（厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を定める件）に定める離島等地域が存在する市町村

4 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であつて、別添1、別添2及び別添3の措置の適用を受けていないものとする。
- (2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護に係る利用者負担の1割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

- (1) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。